概要版

令和元年10月1日から

年齢や課税状況に応じて、幼稚園、保育所、認定こども園 などを利用する子どもの保育料が無償化されます。

保育所、認定こども園、幼稚園等を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

3 歳児クラスから 5 歳児クラスまでの全ての子どもの保育料が無 僧化されます。

3歳児クラス...4月1日時点で3歳の誕生日を迎えている子どものクラス(年少クラス)

認定こども園(1号認定)の園児については入園できる時期に合わせて、 満3歳から保育料が無償化されます。

幼稚園(郡内にはありません)については、月額上限25,700円です。

通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。ただし、<u>年収360万円未満相当世帯</u>の子どもと<u>第3子以降</u>の子どもについては、副食費(おかず代やおやつ代)が免除されます。

第3子以降...2号・3号認定は、小学校就学前までの最年長の子どもを第1子、

1号認定は、小学校3年生までの最年長の子どもを第1子とカウント

子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園等については、無償となるための認定や市町村によって償還払いの手続きが必要な場合がありますので、事前にお住いの市町村にご確認ください。

0 歳児クラスから 2 歳児クラスまでの子どもについては、住民 税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。

子どもが2人以上の世帯の2歳児クラスまでの子どもの保育料については現行制度を継続し、小学校就学前までの最年長の子どもを第1子とカウントし、第2子は半額、第3子 は無償となります。

年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

【対象となる施設・事業】

保育所 認定こども園 幼稚園 地域型保育事業 企業主導型保育事業(標準的な利用料)



<国の取組>

認定こども園等の預かり保育を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

認定こども園(1号認定)や幼稚園において、預かり保育が無償化の対象となるには、お住いの市町村から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

原則、通われている園を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、 就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)がありますので、お住いの市町村にご確認ください。

幼稚園の利用に加え、**利用日数に応じて、最大月額**11,300**円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化**されます。

認可外保育施設等を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「保育の 必要性の認定」を受ける必要があります。



(注1)保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

(注2)「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件) がありますので、お住いの市町村にご確認ください。

3歳児クラスから5歳児クラスまでの年齢の子どもは月額 37,000円まで、0歳児クラスから2歳児クラスまでの年齢の、 住民税非課税世帯の子どもは月額42,000円までの利用料が無 償化されます。

【対象となる施設・事業】

認可外保育施設 一時預かり事業(保育所等が行う) 病児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業

- (注1)認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、 認可外の事業所内保育等を指します。
- (注2)無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けます。

就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについても、3歳クラスから5歳児クラスまでの年齢の子どもの利用料が無償化されます。